

インドネシア 貿易管理制度 「輸入関連法」 詳細

1. 通関法	1
(1) 通関法の改正	
(2) 通関法の実施細則	
2. 輸入一般規定	1
3. 関税総局への登録	3
4. オンラインによる通関手続き	4
5. 商業法	4
6. 国内流通規程	4
7. ポストボーダー検査	5
8. 倉庫の登録義務	6
9. 参考	6
10. 通関法の実施細則	6

1. 通関法

(1) 通関法の改正

インドネシア政府は、2006年11月15日付法律2006年第17号で1995年第10号通関法を改正した。関係省庁により国内での輸送が監視される特定品についての条項、通関申告のEDI化に関する条項を追加。また、関税算出の基礎となる通関価額の決定についての条項、関税の減免措置が適用される輸入の種類、関税や罰金などの納付期限、保税地区の定義、異議申し立ての期間・プロセスなどが見直された。

(2) 通関法の実施細則

インドネシア財務省は、1995年第10号通関法を改正した2006年法律第17号の実施細則として、複数の財務大臣規程を発布している。各財務大臣規程は、11. を参照。

2. 輸入一般規定

インドネシア商業省は、2023年12月11日付商業大臣規則2023年第36号にて輸入の一般規定を定めている。

ポイントは以下のとおり：

- その事業活動のために輸入を行う業者には、輸入業者認証番号（API）として有効な事

業基本番号（NIB）を取得する義務がある（事業活動のためではない輸入はこの限りではない）。APIには次の2種類があり、会社はどちらかのAPIしか持てない。

- a. 一般輸入業者認証番号（API-U）：販売を目的とする特定物品を輸入する業者が取得
- b. 製造輸入業者認証番号（API-P）：資本財、原材料、補助材料、生産プロセスを支援する材料として自らが使用するための物品を輸入する業者が取得。輸入した物品は他者へ販売または譲渡できない

（「外国企業の会社設立手続き・必要書類」詳細を参照）

- ・ ただし、特定の産業で活動するAPI-Pとして有効なNIBを有する会社には、コンプリメンタリーとして、市場テスト用、アフターセールス向けに工業製品を輸入することが認められることがあります、これらは他者へ販売または譲渡することができる。ただし、輸入に当たっては商業省からの輸入承認が必要。対象となる産業は、加工家畜製品、林業製品、鉄鋼製品、タイヤ、セラミック、ガラスシートと安全ガラス、食品と飲料品、伝統生薬とサプリメント、化粧品と家庭用医療機、既製繊維製品、玩具、かばん、衣料と服飾雑貨、履物、電気製品、商業用爆発原料、危険物質、化学物質、バルブで、それぞれコンプリメンタリーとして、市場テスト用、アフターセールス向けのうちどの目的で製品輸入が認められるかは異なる。（「輸入品目規制」参照、また商業省の法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。）
- ・ 輸入品は新品であることが原則。ただし、法令規定や大臣権限、他の政府機関からの提案や技術的見解に基づき、大臣が中古状態で輸入出来る品目を定めることがある。
- ・ 法令規定によって輸入が禁止されているものを除き、政府がその輸入を管理する特定の品目の輸入については、以下の事業許認可の取得が義務付けられる：
 - 製造輸入業者としての認定（IP、自己使用のために輸入する場合）
 - 登録輸入業者としての指定（IT、他者への販売/譲渡のために輸入する場合）
 - 輸入承認（PI）

これらは輸入通関前までに取得しておく。通関のポータルサイトのインドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ・システム（SINSW、<https://insw.go.id/>）を通じて申請し、商業省のポータルサイトINATRADE（<https://inatrade.kemendag.go.id/#/>）を通じて発行される。2020年4月8日付大統領令2020年第58号によると、これらの取得には許可、承認（書）、証明書、推薦、技術的見解、需要包括決定等、輸入品目の管轄省庁が決定する条件を満たす必要があり、これら条件には技術的要件が伴う。通関時に必要な許認可を有していない輸入業者にはAPIの凍結などの罰則が科されることがあり、通関時に必要な許認可がそろっていない輸入品は再輸出されるため、輸入分野の法令をよく確認することが重要である。

※特定の商品の一定期間の国内需要に関して消費と生産の情報をまとめた情報データで

ある商品収支が整備され、輸入承認などの事業許認可の取得はこの商品収支に基づいて発行される。代わりに、輸入の事業許認可の取得に必要とされてきた管轄省庁の許可、承認（書）、証明書、推薦、技術的見解、需要包括決定等の取得は不要になる。商品収支は、輸入の事業許認可の申請先であるSINSWのサブシステムとしてSINSW管理機関が運営する国家商品収支システム（SINAS NK）に準備され、輸入の事業許認可の発行と連動することになる。（2024年5月21日付大統領令2024年第61号）

- ・中古資本財のほか、安全、衛生、環境を脅かす可能性のある物品や基本的必需品などの輸入には別途、船積み前検査が義務付けられ、検査結果をまとめたサーベイヤーリポート（LS）を通関時に提出することが求められる。

（貿易管理制度 「輸入品目規制」 詳細を参照）

- ・特定品目の輸入には、搬入地が定められることがある。
- ・ポストボーダー検査が適用される品目もある（下記8. 参照）。
- ・輸入分野の事業許認可および／あるいはサーベイヤーリポートを取得した輸入業者には、商業大臣へ輸入実績報告を電子提出することが義務付けられる。

IPまたはIT、およびPIからなる輸入分野の事業許認可、ならびにLSの取得義務が課された輸入品

→ PIに対してのみ報告

IPまたはIT、およびPIからなる輸入分野の事業許認可の取得義務が課された輸入品

→ PIに対してのみ報告

IPまたはIT、およびLSの取得義務が課された輸入品

→ IPまたはITに対してのみ報告

PIおよびLSの取得義務が課された輸入品

→ PIに対してのみ報告

- ・一時輸入や、輸出した物品の再輸入の場合は、輸入管理の規則は適用されない。

3. 関税総局への登録

2019年12月31日付財務大臣規定2019年第219号（No. 219/PMK. 04/2019）にて、輸入業者には関税総局へ登録し、通関システムへのアクセス承認を得ることが定められている。APIおよび通関アクセスとして有効な事業基本番号（NIB）を事業許認可オンラインサービスのオンライン・シングル・サブミッション（OSS、<https://oss.go.id/>）を通じて取得した者は、通関登録が済み、その条件を満たしたものと見なされる。（外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照）

4. オンラインによる通関手続き

輸入にかかる通関手続きは、インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム (SINSW、<https://insw.go.id/>) を通じて実施される。2018年5月31日付財務大臣規定2018年第44号にて、輸入者がSINSWを通じて届ける通関書類、検疫書類、許認可をはじめとした輸入に関わる書類は、SINSWを運営するインドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ (INSW) が一元的に管理することが定められている。

5. 商業法

インドネシア独立前に施行された1934年の商業法典や1938年第86号法律に代えて、商業法が2014年3月11日付2014年第7号法律で制定された（2023年3月31日付法律2023年第6号（雇用省出法）にて改正）。この中で国際貿易や国境貿易、標準化、電子取引、商業保護・保全、輸出振興、国際貿易協力、商業情報システム、国家商業委員会などについて定められている。全XIX章122条。

輸入面では、

- ・商品の輸入は原則、法令に基づき輸入業者として認知された者によって行われること
 - ・輸入業者は輸入品に責任をもつこと
 - ・輸入品は原則、新品でなければならないこと
 - ・特定の場合には商業大臣が中古品の輸入を認めることがあるが、この場合には輸入承認書を通関時に提出しなければならないこと
 - ・輸入活動に対して商業大臣が輸入業者に承認、登録、決定、認定といった形での許可の取得を義務付けることがあること
 - ・国内の特定産業の開発・発展加速・保護、貿易収支の保護といった目的から、政府が特定品の輸入を規制することがあること
- などを規定した。

6. 国内流通規程

物品の国内流通についての2016年3月28日付商業大臣規定2016年第22号
(No.22/M-DAG/PER/3/2016、2019年8月22日付商業大臣規定2019年第66号で変更)

輸入業者は小売業者への物品直接供給が禁止されており、ディストリビューターを要する。ディストリビューターには倉庫の占有義務などあり、注意が必要。ただし、事業許可にディストリビューター業が記載されており、ディストリビューターとして行動できる輸入業者は、小売業者に直接、物品を販売することができる。またディストリビュ

ーター、サブ・ディストリビューター、エージェント、サブエージェントは製造業者にも物品を供給可。

物品を小売業者に供給するのに、国内の製造業者はディストリビューターやエージェントとして会社を指名してもしなくてもよいが、国内の製造業者以外の製造業者はディストリビューターやエージェントとして会社を指名しなければならない。また製造業者は、原材料や補助材、資本財は、ディストリビューターやエージェント、およびそのネットワークを通じずとも、他の製造業者に供給できる。

なお、2021年4月1日付商業大臣規定2021年第24号にて、ディストリビューターとして商業分野で活動する外国投資（PMA）会社、および駐在員事務所許可を取得した外国商事会社駐在員事務所がディストリビューターや代理店を指名する場合は国内投資会社を指名しなければならず、その指名は公証人が公証した（legalisir）契約書の形にし、その契約は海外においてその代表となる製造業者本店の文書による認証を得なければならないとされている。また、製造業者やメインディストリビューターらによるディストリビューターや代理店の指名も公証人が公証した契約書の形にし、外国製品の場合はさらに本国のインドネシア代表部や商務官による認証を添付しないとならないともされた。契約書についての詳細規定は、商業省の法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。

7. ポストボーダー検査

2020年5月19日付商業大臣規定2020年第51号にて、輸入が規制される品目の輸入について、輸入承認とサーベイヤーレポートを有し、これらに従った輸入が行われたかどうかを、通関時ではなく税関地区を通過した後に調べるポストボーダー検査について定めている。

ポストボーダー検査は、輸入申告書（PIB）のデータと輸入規制品目取引のための許可のデータをシステム上で照合することから始まり、この照合で不正が疑われた輸入などに対して輸入書類の真偽性を確かめる、より実地的な特別検査が行われる。特別検査で摘発された違法輸入品はその譲渡や取引が禁止され、市場からも回収されて廃棄処分となる。

また、輸入承認やサーベイヤーレポートのデータが正しく、漏れなくPIBに記載されているかどうかを見る監督では、不正記入があったケースに対して最大輸入業者認証番号（API）の凍結勧告がなされる。輸入承認やサーベイヤーレポートを有していないにもかかわらず、取得したかのようにPIBを作成した者には、APIの取消勧告がなされる。

ポストボーダー検査の対象品は、2024年5月17日付商業大臣規定2024年第8号（2023年12月11日付商業大臣規定2023年第36号の3度目の変更令）で確認する。商業省の法

令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。

8. 倉庫の登録義務

2019年5月6日付政令2019年第33号（2021年2月2日付政令2021年第29号で変更）にて、倉庫を所有する者には、商業省へ倉庫を登録し、倉庫登録証（TDG）を取得することが義務づけられている。輸入品目によっては輸入承認の取得や指定業者としての登録などに倉庫の占有証明が求められることがあり、この時の倉庫は法令に従って登録されていることが求められることが多い。倉庫を所有しておらず賃借しているような場合でも、借りた倉庫が登録されているものであるかどうか、確認する必要がある。（外国企業の会社設立手続き・必要書類「その他」詳細を参照）

9. 参考

商業省（<https://www.kemendag.go.id/>）、工業省のホームページ（<https://kemenperin.go.id/>）に過去数年分の関連法、規定等がHTML形式とPDF形式で掲載されている。

10. 通関法の実施細則

インドネシア財務省は、1995年第10号通関法を改正した2006年法律第17号の実施細則として、以下の財務大臣規定を発布した。

① 2020年8月11日付財務大臣規定2020年第108号（No. 108/PMK. 04/2020）

ナショナル・ロジスティック・エコシステム（NLE）導入後の輸入品の船おろしと蔵置について。海外等の関税地域外から到着した輸入品を下ろす作業は、インウォード・マニフェストを提出して登録番号/日付を得た後に税関地区内で行うことが義務付けられているが、特定の輸入品については税関地区以外の場所でも、管轄の税関長から許可を得た上で行える。特定の輸入品とは：

- ・特別な性質を有する輸入品である為、税関地区で荷降ろしができない品
- ・その後輸送が継続される輸入品
- ・技術的な問題から税関地区での荷降ろしが不可能である品
- ・港湾事業者により文書で貨物滞留が示された場合
- ・税関地区がない場合

なお、荷降ろし後、輸送者は荷降ろしされた梱包の数量と種類および/あるいは液体品の総量についてのリストを、荷降ろし完了後24時間以内に税関に提出する義務がある。一方、通関前の輸入品の保管は一時蔵置所（TPS）の他、特定の輸入品についてはTPSと同等に扱える場所でも保管が可能。保管期間は最長30日間。ただし、管轄の税関長からの許可が必要である。

② 2009年12月31日付財務大臣規定2019年第216号（No. 216/PMK. 04/2019）

輸入品の税関地区への搬入はインウォード・マニフェスト、輸入品の税関地区からの搬出はアウトウォード・マニフェストを輸送手段の出発前までに、それぞれ税関に申告する義務がある。また、ある税関地区から別の税関地区にある一時保管所への輸入品の輸送は、出発地の税関地区にある一時保管所の業者によって出発地の税関に通関申告がなされて行われる。

③ 2007年9月5日付財務大臣規定2007年第107号（No. 107/PMK. 04/2007）

通関申告前に、諜報分析結果に基づきその輸入が現行法規に反していることが疑われる輸入品、通関申告後に税関地区内に保管されたものの、一定期間に手続きされない輸入品、税関地区に保管され、通関申告もなされたが、一定の期間に手続きされない輸出品、に対し税総局職員が職権により検査を実施すると定めた。2007年10月5日に発効。

④ 2015年12月16日付財務大臣規定第227号（No. 227/PMK. 04/2015）

輸入関税や輸入にかかるその他諸税は、財務大臣が定期的に決定する換算レートでルピアに換算して納付する。輸入申告書が税関に引き渡された時点の換算レートを使用するもので、複数の外貨を使用している場合は一つの外貨に転換した成果で計算する。

⑤ 2007年9月19日付財務大臣規定2007年第115号（No. 115/PMK. 04/2007）

輸入申告書のデータの誤りについて修正を希望する場合、修正の理由とその証拠等を付けて税関長宛て申請し、税関長の承認を受けるよう定めた。2007年10月19日より発効。ただし、次の場合は修正申請が拒否される：

- ・ 輸入品が既に税関地区あるいは税関地区と同等のその他の地より搬出された（使用目的輸入、一時輸入の場合）
- ・ 当該の誤りが税関職員によって見つけられた
- ・ 輸入申告書について税関職員の決定、あるいはコンピュータシステムを使った決定が出た

⑥ 2019年12月31日付財務大臣規定2019年第219号 (No. 219/PMK. 04/2019)

通関義務を履行するのに輸出入業者や通関サービス代行業者には通関登録の必要があるが、輸入業者認定番号 (API) と通関アクセスとして有効な事業基本番号 (NIB) を有する者は、通関登録が済み、その条件を満たしたものと見なされる。（「輸入管理その他」、外国企業の会社設立手続き・必要書類－「外国企業の会社設立手続き・必要書類」の記載参照）。オンライン・シングル・サブミッション (OSS) を通じて取得する。

⑦ 20011年12月9日付財務大臣規定2011年第200号 (No. 200/PMK. 04/2011)、2016年12月30日付財務大臣規定2016年第258号 (No. 258/PMK. 04/2016) で変更)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行業者、運送業者の通関関連法の遵守度を調べる為、通関監査が行われることがある。監査は、通関義務の履行について包括的に調べる一般監査、特定の通関義務について調べる特別監査、通関分野の犯罪容疑について調べる捜査監査の3種類から成り、監査の対象となる期間は、一般監査は監査チームの任務書発行直前の月までの2年間（さらに最長10年まで延長可）、特別監査と捜査監査は必要な期間が定められる。監査は、データ等の提出要請に始まり、監査チームにより一時判明事項リスト (DTS) がまとめられると、被監査者はこれに対する見解をリスト受領から7稼動日以内（さらに最高7稼動日の延長可）に提出することになっている。監査の最終結果は監査結果レポート (LHA) にまとめられ、これに基づき関税等の不足・罰金の徴収等が行われる。監査の実施期間は、監査チームへの任務書あるいは命令書の日付から3カ月以内とされている。

また、2023年8月14日付財務大臣規則2023年第78号にて、登録日から30日が経過し、かつ2年以内の輸入申告に対する財務省関税総局による関税率と通関価額の再決定のため、関税率と通関価額を中心に書類の再検査がサービス・コンピュータ・システム上で、リスク・マネジメントに基づきセレクティブに行われることがあるとされている。

⑧ 2007年11月12日付財務大臣規定2007年第138号 (No. 138/PMK. 4/2007)

輸入業者、輸出業者、一時蔵置所業者、保税蔵置所業者、通関代行サービス業者、運送業者に、通関に関わる帳簿の実施を義務付けた。2007年12月15日に発効。帳簿はアルファベット文字、アラビア数字、ルピア通貨、インドネシア語を使用すること。外貨・外国語の使用には財務大臣の許可が必要。また、財務報告、帳簿、記録、資料、および書類は、インドネシア国内の事業地で10年間は保管することが義務付けられている。電子データの形で保存する場合は、責任者による認証記録が必要である。

⑨ 2022年12月9日付財務大臣規定2022年第185号 (No. 185/PMK. 04/2022)

輸入品に対し、輸入業者が提出する輸入申告に基づき、またリスク・マネジメント分析に基づき、輸入通関検査が行われる。輸入通関検査には書類検査と実物検査があり、書類検査では通関申告が不備なく正しく作成されているかを、サービス・コンピュータ・システムおよび/あるいは書類検査官が調査。一方、実物検査では品目分類と通関価額の決定の為、輸入品の数量や種類、仕様、原産国などについて確認される。

なお、通関価額審査を早めてカスタム・クリアランスのスピードアップを図るべく、輸入前の通関価額算定アドバイス (valuation advice) の制度もある (2018年9月21日付財務大臣規定2018年第134号 (No. 134/PMK. 04/2018))。

⑩ 2017年11月27日付財務大臣規定2017年第178号 (No. 178/PMK. 04/2017、2019年7月29日付財務大臣規定2019年第106号 (No. 106/PMK. 04/2019) で変更)

3年以内に再輸出される予定の輸入品(一時輸入品)は原則、税関に申請して一時輸入許可を取得する。一時輸入品の条件は、以下のとおり。

- ・使用により消滅しない
- ・物品の内容が明瞭である
- ・一時輸入期間中に大きく変形しない
- ・当該品の使用目的が明瞭である
- ・再輸出を示す書類があること

一時輸入許可書の有効期限は最初、使用目的に応じて最長1年間で、原則その後、一時輸入品の通関登録日から数えて最長3年までの延長が可能。ただし、展示やセミナー、会議、同様の活動で必要なものの一時輸入期間は最長1年の範囲で補完書類を勘案して決定され、延長は認められない。また、◆バスとトラック以外の最低3,000ccの四輪自動車、◆最低500ccの二輪車、の一時輸入は最長2ヶ月で、延長できない。展示会やセミナー、ショーなどに必要な物品、サンプル、修理・再生等がなされる物品、国内運輸会社が輸入する商船や航空機、乗客の携帯品、海外支援の政府プロジェクトに必要な物品等の一時輸入品には関税免除措置が、生産あるいはインフラ・プロジェクトに必要な機械および備品、外国人観光客が自分で使用する自動車、越境して搬入されたもので定期的に使用されるのではない自動車あるいは輸送機関などの一時輸入には関税軽減措置が供与される。

上記の一時輸入品の税関地区から国内への搬出に際しては、一時輸入許可の日付から3ヶ月以内に輸入申告書類を提出する。本来課税されるべき輸入関税やVAT、輸入前払い所得税 (PPh22) 相当の保証の引き渡しも義務付けられている。

一時輸入許可には、一時輸入品が使用される場所やその使途が定められており、同許可が有効な間は当局の許可なく一時輸入品の場所を移動したり、別の目的に使用した

りすることはできない。一時輸入された物品の展示が複数回ある場合は、1つの展示から次の展示までの間の期間その一時輸入された物品は一時輸入の申請時に通知された関税総局の監督下の特別な場所に保管されなければならない。

一時輸入許可の有効期間内に輸出申告書を提出し、一時輸入許可の終了から30日以内に再輸出しないとならない。遅れると本来課税されるべき関税額100%相当の罰金が科される。再輸出が実現すれば、本来課税されるべき輸入関連税相当の保証は返金される。展示目的の自動車両の保証は現金保証か銀行保証に限定された。

⑪ 2022年12月14日付財務大臣規定2022年第190号（No. 190/PMK. 04/2022）

使用目的の輸入品の税関地区からの搬出は輸入申告書（PIB）で行うことが義務付けられており、関税等の納付後に税関から搬出承認を得て搬出される。搬出承認の供与にあたり、通関検査が行われることがある。

⑫ 2021年6月24日付財務大臣規定2021年第74号（No. 74/PMK. 04/2021、2024年4月17日付財務大臣規定2024年第26号で変更）

臓器や遺体、放射線含有物など環境を破壊する可能性があるもの、生きた動植物、新聞・雑誌、紙幣、急を要するワクチンや医薬品、切り花や植物の一部、生鮮／冷蔵の魚や魚肉、魚肉以外の生鮮／冷蔵肉など早急な通関が必要な輸入品については、輸入申告書（PIB/PIBK）の提出前に税関地区から搬出できるとした。運送手段の到着から3日以内に、輸入地の税関にインボイス、航空貨物運送状/船荷証券、税関連書類、必要な場合は輸入許認可関連の書類などを添付して申請し、課税される関税、物品税、輸入に関わる諸税の金額に相当する現金、銀行保証、保険会社・輸出金融機関・保証機関よりの保証、コーポレート・ギャランティ、文書による保証を提出。保証提出後に検査が行われることがあるが、申請が不備なく受理されたと認められた時点から原則2時間以内に搬出許可が出る。搬出許可の発行日から7日以内に輸入申告書を提出し、関税、物品税、輸入に関わる諸税を納付した後に保証が返却される。

⑬ 2019年7月22日付財務大臣規定2019年第102号（No. 102/PMK. 04/2019）

・発注通りではなかった、・誤送品だった、・壊れていた、・規定により輸入が禁止されている物品で、輸入申告書がまだ提出されておらず、物品輸送申告書とコンテナ数が異なる、物品輸送申告書にない物品があった、物品輸送申告書に当該の物品の記載が見当たらない、ことが判明したり、禁制品が見つかったような場合、税関長の承認に基づき再輸出できると定めた。

- ⑭ 2008年10月27日付財務大臣規定2008年第155号（No. 155/PMK. 04/2008、2015年12月16日付財務大臣規定2015年第226号（No. 226/PMK. 04/2015）、2017年11月10日付財務大臣規定2017年第159号（No. 159/PMK. 04/2017）、2018年8月31日付財務大臣規定2018年第104号（No. 104/PMK. 04/2018）、2019年12月27日付財務大臣規定2019年第201号（201/PMK. 04/2019）で補足）
輸出入通関申告書についての改定。

通関申告書と作成者は以下のとおり。

- ・輸入品・輸出品の輸送、関税地域から関税地域外を通り、再び関税地域内（別の場所）に運ばれる品目の輸送にかかる通関申告書：運送者が作成・提出
- ・物品の輸入の為の通関申告書：輸入者が作成・提出
- ・物品の輸出の為の通関申告書：輸出者が作成・提出
- ・関税地域内の場所から関税総局の監視下にある場所に物品を搬入する為の通関申告書：搬入者が作成・提出
- ・関税地域出自の特定品を関税地域内の別の場所へ運ぶ為の通関申告書：特定品の運送者が作成・提出

これらは税関から登録番号と登録日を付与されて効力を有する。通関申告書の作成はインドネシア語、アルファベット、アラビア数字を使用しなければならないが、特定の場合には英語の使用も認められる。

なお、コメをはじめとした戦略的食品原料や天然資源、燃料、繊維、オゾン層破壊物質等の輸入には数量の申告が義務付けられており、外貨紙幣の持ち込みにもその合計額の申告が義務付けられている。2024年3月6日付財務大臣決定2024年第9号（No. 9/KM. 4/2024、2024年5月3日付財務大臣決定2024年第16号（No. 16/KM. 4/2024）で変更）にて、申告のための単位が定められた。詳細は財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

- ⑮ 2014年8月28日付財務大臣規定2014年第175号（No. 175/PMK. 04/2014）
輸入業者から税関に提出される通関補完書類は、サービス使用者ポータルを通じて電子文書の形で提出することになった。
- ⑯ 2023年9月15日付財務大臣規定2023年第96号（2023年10月16日付財務大臣規定2023年第111号で変更）

政府に指名された郵便事業者と宅配事業者による郵送品の輸入通関について規定。特に使用目的の輸入については、◆通関価額3ドルまでは関税は免除され、所得税の徴収なし、付加価値税（VAT）はかかる。荷物送り状（Consignment Note=CN）で輸入申告し、通関検査後、搬出許可が出る◆通関価額が3ドル超1,500ドルまでは原則7.5%の輸入関税とVATがかかるが、所得税はかかるない。CNで輸入申告し、通関検査の後に輸入関税・物品税・租税納付決定書（SPPBMCP）が発行されて、これが搬出許可として機能、◆通関価額が1,500ドル超の場合は品目ごとに関税率を決定するため、荷受人が法人ならば輸入申告書（PIB）、非法人は特別輸入申告書（PIBK）を提出、通関検査後に搬出許可が発行される。ただし、通関価額が3ドル超1,500ドルまででも、化粧品類（HS 3303、3304、3305、3306、3307）、書籍（同 4901、4902、4903、4904）、かばんやスーツケース（同 4202）、履物（同 64）、鉄鋼（同 73）、電動自転車（同 8711.60.92、8711.60.93、8711.60.94、8711.60.95、8711.60.99）、自転車（同 8712）、腕時計（同 9102）にはMFN（最惠国待遇）税率の関税や租税がかかる。

また、電子商取引事業者は、郵送品の輸入地の税関長宛て申請し、税関総局とパートナーシップを結ぶことが義務付けられた。ただし、1暦年における郵送品の輸入取引が1千件を超えない者は例外。パートナーシップでは主に、電子商取引事業者を通じて取引される郵送品の電子カタログおよび電子インボイスのデータ交換が求められている。郵送品の通関検査は、税関職員および／あるいは税関のサービス・コンピュータ・システムによる書類検査、または税関職員による現物検査が、マネジメント・リスクに応じてセレクティブに行われる。書類検査ではラボラトリー試験のほか、CNに記載されている事項と電子商取引事業者が申告した電子カタログと電子インボイスにあるデータとの照合が行われることもある、としている。

（関税制度「その他」詳細の2.『小口貨物の輸入制度』参照）

⑯ 2017年11月10日付財務大臣規定2017年第158号（No.158/PMK.04/2017、2020年7月24日付財務大臣規定2020年第97号（No.97/PMK.04/2020）で変更）

運送手段の到着計画、到着マニフェスト、出発マニフェストの申告手順について。2020年に輸出入貨物輸送者に、ナショナル・ロジスティック・エコシステム（NLE）とデリバリー・オーダー・オンライン・サービスの準備が義務付けられた。守れない輸送者の輸送機関到着計画申告と輸送機関到着／出発マニフェストは受け付けられない。

⑰ 2017年12月27日付財務大臣規定2017年第203号（No.203/PMK.04/2017）

運送手段の乗客・乗員の国内からの持ち出し、国内への持ち込み品の通関について規定。インドネシアに入国した乗客・乗員は、パーソナルユーズ／ノンパーソナルユーズのものについてカスタムデクラレーションが義務。うち、乗客が海外で取得したも

のは、その価額が1人につき500ドルまでは輸入関税が免除されるが、500ドルを超えた分については輸入関税が徴収される。また、入国した乗客は、成人1人につきシガレット200本、葉巻25本、タバコの葉など100グラム、アルコール飲料1リットルまでは物品税が免除されるが、これらを超える分は廃棄処分される。

- ⑯ 2019年7月9日付財務大臣規定2019年第99号（No. 99/PMK. 04/2019）
関税分野の行政罰金の計算方法について。
- ⑰ 2020年3月27日付財務大臣規定2020年第26号（No. 26/PMK. 04/2020）
液体の輸入品や輸出関税対象品の重量やボリュームが申告量との間に0.5%を超えて差が生じていることが、船積み時に発覚した場合は自然現象によるもの、測量方法の違いによるものと見なして過失とはみなさないが、現物検査や通関監査の際に見つかった場合は自然現象によるもの、測量方法の違いによるものとは見なさず過失と見なされ、その差にかかる関税や租税の不足払いの納付が求められる。
- ⑱ 2022年2月2日付財務大臣規定2022年第7号（No. 7/PMK. 010/2022）
原産地規則や関税総局に伝えられたデータなどを元に、輸入申告が申請される前に、財務省関税総局が物品の原産地を決定することができる。輸出入業者や保税地区、経済特区、自由貿易地区の事業者らが関税総局のオンラインシステムを通じて申請し、審査の後、承認か否か決定する。
- ⑲ 2017年4月11日付財務大臣規定2017年第51号（No. 51/PMK. 04/2017）、2022年9月12日付財務大臣規定2022年第136号（No. 136/PMK. 04/2022）で変更
輸入関税の計算基礎額や輸入関税率、およびこれらに関わる罰金や利息の決定に不服がある場合、輸入業者は財務省関税総局長宛て、異議申し立てを行うことができる。申し立ては、税率／関税価額決定書（SPTNP）や関税・物品税・輸入租税納付決定書（SPPBMCP）ごとに1回申請可能で、納付すべき金額相当の保証の提出が義務付けられている。
- ⑳ 2022年11月18日付財務大臣規定2022年第168号（No. 168/PMK. 04/2022）
輸入関税や関連する罰金や利息の納付に代表される輸入業者の義務不履行が生じた場合などに備え、輸入業者に保証金の提出が求められることがある。保証金は現金、銀行・保険会社・インドネシア輸出金融機関・保証機関による保証、コーポレート・ギヤランティ、有形資産などの形態で、少なくとも納付すべき金額相当、納付留保期限

までなどの特定の期間にて設定される。すべての義務が履行されれば保証は返金・返却されるが、義務が履行されなかった場合、税関は保証をクレーム・実行する。

以 上